

C79

特 249

310

法學博士 蜷川 新

# 憲法恪遵

## 政治革新の軌道

國民文化協會政治部



# 始



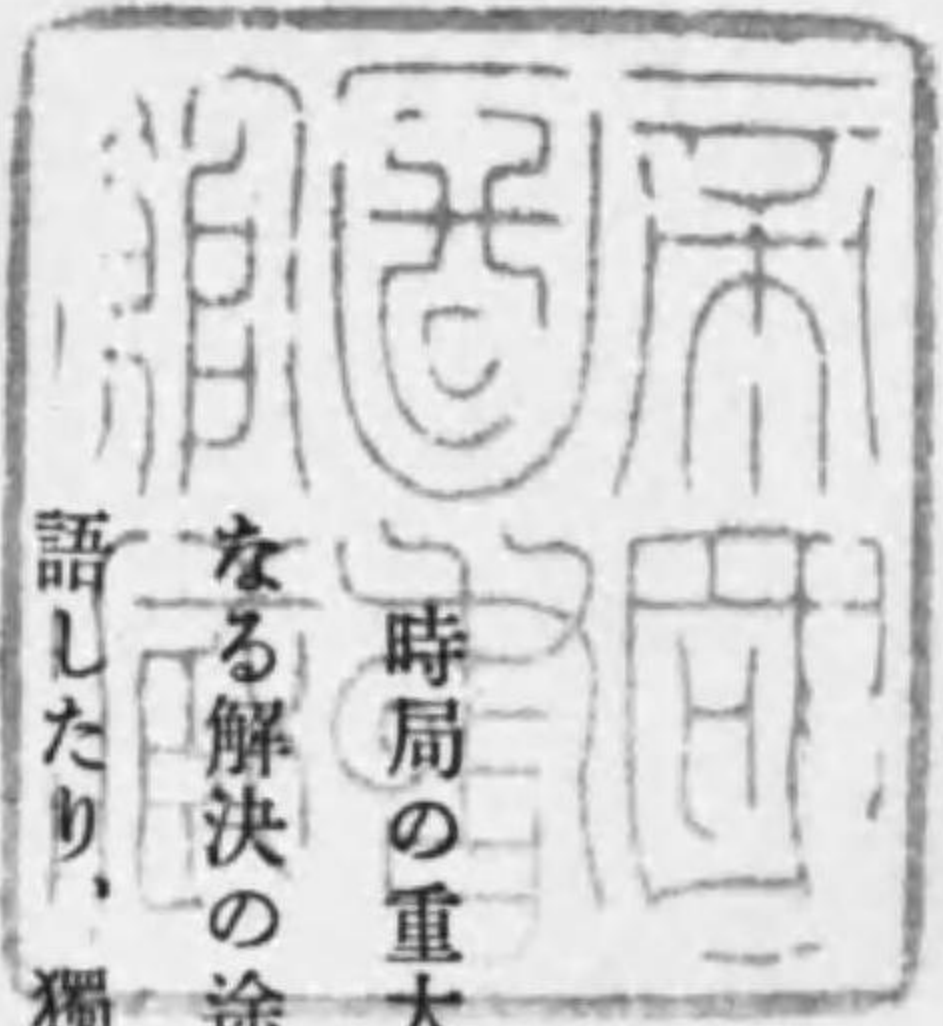
特249  
310

# 憲法恪遵

政治革新の軌道

法學博士 蜷川

新



—



時局の重大を自覺する憂國者は、日夜國の爲めに深憂し、至誠を傾倒して日本に有利なる解決の途を求め、有終の美を收めんことに努力してゐる、此間輕卒に樂觀したり壯語したり、獨裁主義又は獨善主義を強調したりすることは、光榮ある國民の爲めに賢明の方法ではない、之れに反し、廣く民意を尊重し、民意に基いて、強固なる國策の一貫を圖るべしとの主張は、誠に時宜を得たる方策であり結構の事である。

—

新聞紙に喧傳せらるゝ如く或は「國民再編成」と唱えられたり、或は「國民運動」と稱せられたりする以上は、國民の意思と力とを尊重することてなくては全く意義を爲さない、全國民をして、唯だ柔和なる羊群の如くに、一本の鞭の音にて大衆を無言に動かし得るならば、行政府者の爲めには極めて便利であらうけれども、斯る事を庶期する運動であるならばそれは「國民運動」ではない、それは唯だ「民をして依らしむ可し」との極めて古風の主義に依る運動である、今の文化的日本國民は、倒施逆行を賛成しない、日新日進を信念し、立憲政治下の文明人として、其の意思の暢達せられ、國民の幸福の爲めに、政治の革新せられんことを要求するものである。

「國民總動員」と云ふことも由來一般に唱へられ、之れに關し、議會の討議を経て成立せる法律も既に成立してゐる、日本人は此國法を完璧的に重んずるを要し、此法律に反對したり、或は其適用を過ることは斷じて日本人として正しくない。

此法律は、全國民をして、兵營生活の人とならしむと云ふことではなく、全國民をして、從軍せしむることでもない、全國民は、戰時又は國家事變に際しては、法律の命ずる所に従ひ、國の爲めに、自己の利益を相當に犠牲に供す可しと云ふのが、其の目的である、之れ適當の法律である。

日本國民は、憲法に従ひ、平戰兩時に亘り、日本臣民として適法に行動すべきものであり、憲法第二章に於て此の事が明白に規定せられてある、即ち日本人民としては、此の憲法の規定を重んじ、法律に従ひ其の権利を守り、其義務を果たすべきものであり、其れが「國憲を重んずる」所以であり、國法に従ふ所以である、即ち其れが忠誠であり其れが國體の精華である、教育勅語は斯く命じ給ふ。

日本人民の意思を尊重し、民意を暢達し、眞の國民運動を今日の重大時局の前に現出せしむる爲めには、全日本人をして、互に言論の自由を法の範圍に於て尊重せしめ、其の各人の主張に付て、國民をして慎重に検討せしめ、多數の可と認むる所に従ひ、國民運動を興し且つ達成せしむ可きである、此以外に、眞の國民運動はあるべくもない、唯單に政黨人の云ふ所に従ふのでは若干の人民を基礎とするとも、之は依然政黨運動である、官僚や行政大臣の主張にのみ人民を動かさんとする運動であるならば、其れは獨善主義的運動であり、民の聲を問はざる權力運動である、凡そ何事を爲すにも、文明國に在りては、理論の貫けるものを擇むことが肝要である。

新に日本に、一大御用黨を結成し、其の大黨と行政府者と相結托し、其の合作せる方策を全人民に強要すると云ふならば、其れは形は官民の一致の如くに見えても、人民の

意思とは、全く無關係のものである。

日本人の間に存在する各種の社團、各種の階級、各種の職業等を基礎とし、其の代表者を網羅して、會議を法律的に開き、慎重に議を悉し、其の多數決を以て、一定の國策を定め、行政府をして、之れを行はしむることゝしたならば、其れは、先づ民意に基く國民運動と云ひ得るであらう、今の二三國務大臣の唱ふる「國民再組織」と云ふのが若もそれであるならば、洵に其れは結構である。

重大事に關し文字通りの舉國一致は仲々にあり得ないことである、多數の是とする所に服従するのが、會議者としては正しい行動であり、此の公德に服従することが、立憲國民としては絶對的に肝要である、若も又民の意思を問はずして、一億全民の服従を權力を以て強要すると云ふならば、其れは勿論舉國一致ではない、抑も一致とは、形の事であつてはならない、「心の一致」でなければ、斷じて一致と云ふ意義を爲さない、其故に、民意を問ふこと肝要である。日本は古へにも此の方式は行はれたのである。

日本以外の諸國に於ける文明的事實は、日本人として之れを研究し、其の長を正直に尊重し、之れを日本に移入することは、日本をして偉大ならしめ、日本をして日新日進ならしむる所以である、日本人は「廣く智識を世界に求む可き」である、とは外國崇拜とは別の事であるを知るを要し、此の正觀は、萬古不變たる可きものである。ロシヤにレニズム生ずれば、之れを心から謳歌し『露西亞は我等の墳墓の地』と公々然として合唱したりし過去の日本人は、當時の世界の大勢を詳しく研究せざるに因る過てるロシヤ崇拜者であつた、大戰前獨逸に帝王神權說唱へらるれば無條件に之れに憧憬し、又大戰後ナチス現はるれば、之れを唯一の眞理と崇拜したりする日本人も、亦輕卒たるを免れない、今の日本に於ては歐米崇拜を罵る日本人が多く居り、其人々の間に、歐米崇拜の言動甚だ多きは洵に奇怪であり滑稽である、其等の人々の矛盾せる主張は、正しき日本

國民としては傾聴す可くもない、日本人中に由來定見者甚だ少きは遺憾である、即ち或時はインターナショナルに傾倒し、或時はファツシヨ又はナチスを模倣し、思想の左し右する大動搖は、日本人の頭腦甚だしく貧弱なるを示すものでなくして何んぞや。日本人をして再び斯る過失あらしめてはならぬ。日本人は大いに文化を研究し、「日新日進たる」を要する。日本人は文化第一義の國民たるを要するのである。

## 六

日本人にして經濟を論ずるものは、つい先頃迄は、自由を唱へ又箇人の利益を重んじたのであつたが、今日はナチスの國に心酔するの極み、「統制」を以て唯一の眞理也と盲信し、甚だしきに至りては、『經濟行爲は、唯各人が其の分に從ひ、各々そのつとめを盡すところのものである』とさへ國民に向つて大膽に宣傳してゐる、更に此の宣傳者は、『我が國民の經濟行爲は、西洋經濟學の説くが如き箇人の物質的欲を充足する爲めの

活動の關聯總和ではない』と斷言してゐる、之れでは、勞して効なしの經濟であり、一切利益無視を人民に向つて要求するものであり、唯の一文の利益も得られざる經濟であり、人民に全幅的犠牲を要求し、權利と利益を放棄せしむる主張である、スターリンの行へる所の如くに、之れ勞働の強制であり、日本人民の尊く輝かしかるべき生存をして、一生を通じて終始惡戦し苦闘し、何等の物質的樂みをも與へざる主義である、人民の慶福は斯くしてあるべくもなく、民を「大御寶」と見給へる古來の尊き仁政を無視したる獨斷説である、特に近代に勃興したる商工業に至りては、勞働者の利益は、大いに重んずるを要するものであり、勞資兩面の利益を、適當に調和せしむることが、重要な政策である、箇人の利益を無視して、今の産業は、一日も生存し得ない、即ち右の見解は餘りにも日本人民の生存を輕視したる見解である、凡そ人は精神のみに生きるものではない、人民の物質的慾望を合理的に認めて、我國の産業を大いに發達せしめることが、國策として肝要であり、之れに反する見解は、國の進歩を妨げ國の存在を危ふする。保

守者に見る極端なる過去追慕や又外國崇拜より生ぜる極端なる言論は、進歩を阻げ、國の爲めに無益であり、今日の文化日本人民の贊同は、全然望まらるべくもないのである。日本の憲法に曰く、『日本臣民は其所有權を侵さることなし』と、所有權は明に人民の利益であり、全人類の均しく有する慾望であり人民の爲利益は大切である、日本臣民は、此の欽定憲法を恪遵し、財産權及勤勞に依りて生ずる利益を守る可きである、之れ臣民の本分である。

## 七

今日の日本には、官民の間に、自由主義排斥の聲も大いに聞へる、其等の人々は、自由主義は、英米佛に行はれたる古き外國思想であり、而して今日は、既に歐米にも廢れたる過去の遺物であり、今の歐洲は「國民全體の利益」を重んじ、個人の自由と權利とは、之れを顧みざるを一般となすと稱し、昂然として獨逸式の「全體主義」を唱へ、之

れを日本人に強要せんとするのである。

此等の人々の主張は、今日のナチス獨逸の崇拜に出づるか又は現在のフアツシヨ伊太利の崇拜であるものゝ如し、即ち狭き一種の崇外思想者であるが如し、彼等は、今日の獨伊のみを新進勃興の國と認め、英米佛等は、老衰の國也と見るものゝ如くである、遺憾乍ら此見解は、一知半解なるを免れないのである、大戦の張本人として、列國より深く憎惡せられ、ヴェルサイユ平和條約を以て、半身不隨の如くに痛く縛せられたる獨逸が、久しき二十年に亘る時の経過と共に、此の桎梏より免れ、其の健康を恢復し、若干の領土を擴め人口を増し得たからとて、又伊太利が一野蠻國エチオピアを併合し得たからとて、之れを古今の外史より眺めれば、何れの時代にも、斯る事は當然に生ずる事態であり、何等の奇はないのである。奈翁一世の失脚後、暫くにして佛國がエジプトに侵入し、シリヤ及メキシコに侵入したのと同じような事態であり、又奈翁三世の大敗の後、佛は間もなく、亞弗利加に亞弗利加三分一大の大領土を獲得したのとも同じような

歴史である、今日の獨逸及伊太利に關してのみ、特異の現象が生じたのではないことを知るべきである。英米佛は依然として世界の有力なる大國である。獨逸、伊太利は、各々其國の生存の必要上、種々の國策を行ふのである、此二國は、人民の思ふが儘に、自由憲法も改め得る國である、然るに日本は然らず、國情大いに異なることを鑑むること先づ大切である、此理を知らずして、外國崇拜、外國模倣に走るならば、それは日本の爲めに忠誠を缺くものである。

日本には憲法第二章を以て、詳細に具體的に臣民の自由と權利とが定められてある、即ち現に自由主義は認められつゝある也、此點より見れば、日本は、自由主義及權利主義の國たることは何等の疑はないのである、我が日本の憲法は、動かす可らざるものとせられてある、『永遠に循行せらる可きもの』であり、『之れが粉更を試みることを得ざるもの』である、従つて憲法の認むる此の自由主義は永遠不變的であると云へる。

日本人民は、憲法を恪守し、權利と自由とを、法律の範圍に於て確守し、徒らに國情

の異なる獨伊崇拜に流れてはならない日本人は日本を主として、國策問題に接すること肝要也。

一一

## 八

忠誠なる日本人は、義務と権利と自由とを、憲法に従ひ、又更に法律に従ひ固く守る可きである、而して法律の範圍に於て、與へられたる言論集會結社等自由を守り、今日の日本の國策に關し、至誠を以て、正しと信ずる主張を爲し、國民互に之れを研究し、國民の正しき意思に基く合法的の合議に依り、今日の難局を過失なく突破するの國策を決し、之れを斷乎行ふ可きである。

日本國民は、日本を本位とし、廣く智識を世界に求めつゝ、一大文化の國民として、世界列國の間に輝き立つを國民的理想とす可きである、我日本の動向は、一切日本人民の意思に依るもなるを、明に列國民に知らしめ、日本人一億人の決意の、合理的にして

且つ強固なることを、全世界人に知らしむることは、事局有終の美を爲さしむる爲めに極めて必要であると信ずるものである、此の意味に於て、今日の國民運動は開始せられなければならない。(文責在編者)



391  
8

昭和十三年十一月二十五日印刷  
昭和十三年十一月二十六日發行

【國民文化叢書第七輯】

繡布價金拾錢

著者

蜷川新

編輯人

東京市澁谷區原宿二ノ一七〇ノ二〇  
森山悟朗

印刷者

東京市芝區田村町五ノ一三  
兼平小治

東京市麴町區內幸町二丁目十八番地

發行所

國民文化協會

電話銀座(57)二五七五番

終

